

久世地域体育館における
変圧器等整備業務委託

仕様書

京都市文化市民局市民スポーツ振興室
(担当：中川・山田 TEL：075-222-3135)

1 件名

久世地域体育館における変圧器等整備業務委託

2 履行期限

契約の日の翌日から令和8年11月30日まで

3 履行場所

(施設名称) 久世地域体育館

(所在地) 京都市南区久世大築町 36

4 概要

本業務は、久世地域体育館に設置されている変圧器の整備を行うものである。詳細は、「9 作業内容」によるものとする。

5 適用

作業に当たっては、京都市契約事務規則、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理(PCB 特措法)及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守すること。

6 作業条件

施設運営に支障とならない日に整備作業を行うこと。

7 支払条件

業務完了後の一括支払いとし、前金払は行わない。

8 支給品等

(1) 電力、用水

業務に必要な電力及び用水は、本市が無償にて支給する。支給に当たっては、事前に本市の承諾を得るとともに、本市の指示に従わなければならない。指示に反するときは、本市は支給を止めることができる。

(2) 支給品

本市から支給品がある場合は、「9 作業内容」の交換部品等に市支給と記す。

(3) 支給品の管理

支給品は、受注者の責任において管理すること。管理及び整備の不良により使用不能となった場合は、受注者の負担にて再調達するものとする。

(4) 工具・計測機材・消耗品類

原則として貸与しない。

9 作業内容

下表及び別紙「図面及び参考数量表」を基に既存機器を撤去し、新設機器を設置する。ただし、変圧器は標準トッランナーとし、設置に適応した防振ゴム（耐震）を使用すること。また、変圧器及の高圧配線は基本既設流用とするが、新設機器の一次側 PC まで新設配線とする。

既存機器	新設機器	数量	単位	備考
三相変圧器 50kVA	三相変圧器 50kVA	1	台	配線は既存流用とする。 変圧器一次側 PC まで新設配線

(1) 納品

納品の日時は、本市職員と調整を行い、決定すること。また、納品は指定された場所で開梱、組立てを行い、本市による検収の後、既設関連設備を十分に確認したうえで指定された場所に納品すること。

(2) 動作確認

納品が完了した後、動作確認を行い、以下の項目について測定・記録し、機能が正常に動作することを確認する。万が一、異常があった場合は、直ちに修理及び部品の交換等の対応を行うこと。

① 電圧測定 ② 絶縁測定 ③ 新設変圧器等耐圧試験（工場検査・現地）

受注者による動作確認が完了した後、引渡しを行う前までに本市か指定管理者の立会いの下、操作や保守に関する取扱説明を行うこと。

(3) 発生材処分

本業務にて取り外した機器及び不要な梱包材等を適切に処分すること。

なお、三相変圧器については低濃度 PCB 使用機器のため、本市職員が指定する場所に保管場所表示及び漏洩防止措置を施したうえで現地保管とする。

(4) 電気主任技術者の立会い

立会いに要する費用は、本業務に含む。（現地主任技術者協議必要）

(5) その他

上記以外であっても本整備において外観、機能及び技術上当然必要と判断されるものについては、受注者の負担で作業するものとする。

10 一般事項

- (1) 本整備に当たっては、作業の工程及びその内容について、あらかじめ本市と十分な協議のうえ、作業を行うこと。
- (2) 本整備時に、納品機器及び建物、設備等に損傷防護を講じること。万が一、損傷等が生じた場合は、受注者の負担において補修すること。
- (3) 本整備完了後、整備内容について本市が検収を行う。
- (4) 業務の履行に伴い発生する廃材は、受注者の負担及び責任において、関係法令等に従い適切に処理すること。

11 保証期間

無償保証期間はメーカーの規定する保証期間とする。ただし、1年以上の保証期間とし、製造物責任法等の関係法令を適用すべき事案は、その規定に従う。

12 提出書類

以下の書類を指定された期日までに提出すること。

(1) 納品前に提出する書類

ア 納入・整備予定表(契約後現地調査含め3週間)

- ※1. 低濃度 PCB 機器処分時期が今年度内となっており確実な履行期日が必要
- 2. 変圧器の納期等、情勢に伴い長期になっている。
- 3. 該当施設の整備が運営中に付き停電整備の期日が2か月前に利用停止予約を必要とする。

※上記を踏まえ整備期日を確実にするため早期予定が必須となっております。

イ 緊急連絡票

ウ 機器仕様書(契約後現地調査含め3週間)

エ 停電計画書

オ 重機(クレーン等)作業計画書

(2) 整備後に提出する書類

ア 機器完成図

イ 機材性能試験成績書(製造者試験成績書)

ウ 試運転調整記録書

エ 社内検査報告書

オ 作業写真(納品時、作業前、作業中、作業後)

カ 機器取扱説明書

キ 保証書

ク 完了届

ケ その他機器を使用・点検する際に必要となる書類

上記以外の書類は、本市との協議により必要に応じて作成して提出すること。ただし、書類の提出部数は、本市と協議のうえ、本市の指示によるものとする。

別紙図面・参考数量表・参考資料(現状写真)

件 名

久世地域体育館における変圧器等整備業務委託

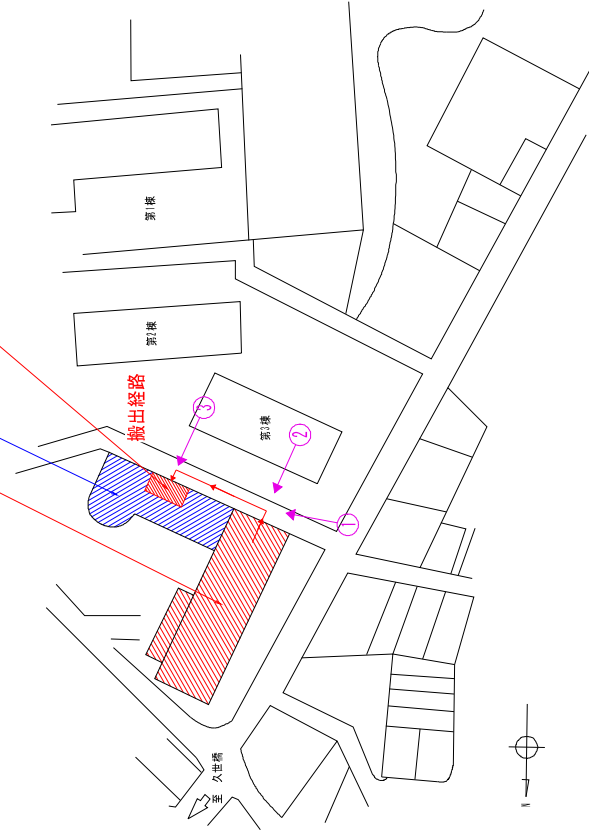
1. 別紙図面
2. 参考数量表
3. 参考資料(現状写真)

1. 別紙図面(平面図等)

凡例 別紙詳細撮影方向を示す

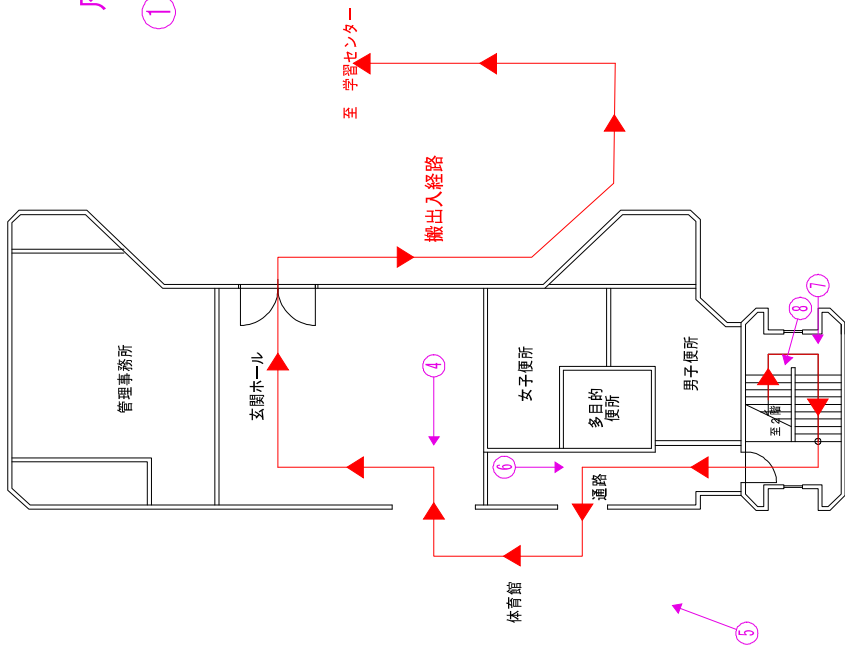


久世地域体育館
 久世学習センター
 PCB機器保管場所
 学習センター1階
 使用者・管理者・所有者
 協議後搬出場所決定



案件名	久世地域体育館における 変圧器等整備業務委託
場所	京都市南区久世大築町36
図面名	付近見取図
事業年度	令和8年度
縮尺	図面番号 E-01
京都市文化市民局市民スポーツ振興室	

凡例 別紙詳細撮影方向を示す



案件名	久世地域体育館における変圧器等整備業務委託
場所	京都市南区久世大塚町36
図面名	1階平面図
事業年度	令和8年度
縮尺	図面番号 E-02
京都市文化市民局市民スポーツ振興室	

2. 参考数量表

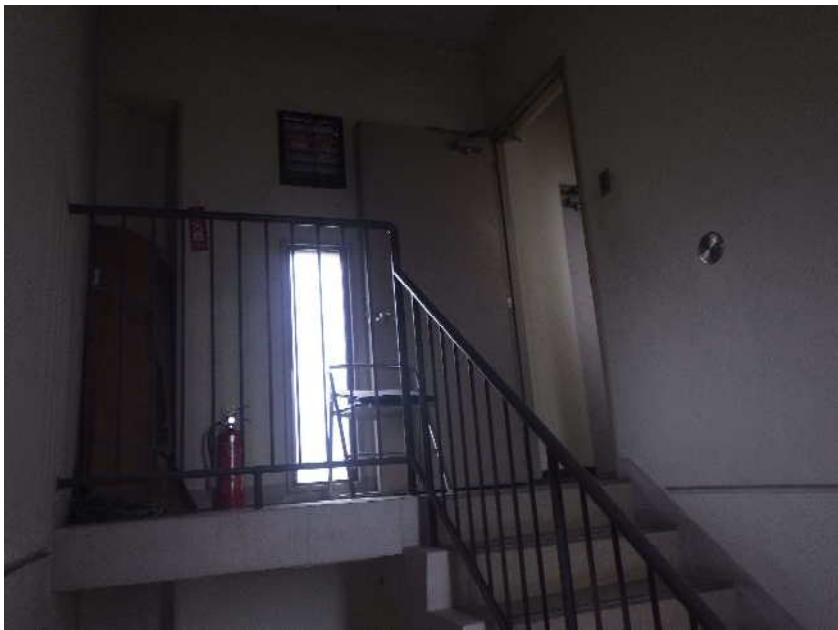
**3. 参考資料(現状写真)
撮影番号凡例による**



No. 7

撮影方向⑦

階段室
(踊り場より)



No. 8

撮影方向⑧

階段室
(踊り場より)
2階通路入口



No. 9

撮影方向⑨

階段室
(2階より)
(1~2階踊り場)



No. 10

撮影方向⑩

2階通路
(階段室入口)
(電気室入口)



No. 11

撮影方向⑪

2階電気室
(フェンス入口)



No. 12

撮影方向⑫

2階電気室
(変圧器運用状況)